

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例（令和6年3月29日京都市条例第65号）（保健福祉局障害保健福祉推進室）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用する規定を整備することとしました。

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する  
条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 65号

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する条例の一部を  
改正する条例

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する条例の一部を次のよう  
に改正する。

第8条中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)